

(一社) 富山県建設業協会会長 殿

富山県土木部建設技術企画課長

警備業者に交通誘導警備業務を実施させる場合の検定合格者の配置が必要となる路線の追加について

平成 1 9 年 2 月 1 9 日付け建技第 5 7 号「警備業法の一部を改正する法律」の施行等に伴う交通誘導員の配置について」により、工事等で警備業者に交通誘導警備業務を実施させる場合の検定合格者の配置が必要となる路線をお知らせしていますが、富山県公安委員会告示第 4 9 号により、平成 2 6 年 1 0 月 1 日より、対象路線に国道 4 1 5 号が追加されるので留意願います。

1 対象路線

- ①高速自動車国道又は自動車専用道路
- ②富山県公安委員会が必要と認めた下記路線

路線名	区間	施行日
国道 8 号	県内全域	平成 19 年 4 月 1 日
国道 4 1 号	県内全域	平成 19 年 4 月 1 日
国道 1 5 6 号	県内全域	平成 19 年 4 月 1 日
国道 1 6 0 号	県内全域	平成 19 年 4 月 1 日
国道 4 1 5 号	県内全域	平成 26 年 10 月 1 日
(主) 富山立山公園線	立山有料道路を除く県内全域	平成 19 年 4 月 1 日

2 検定合格者

公安委員会が実施する検定に合格した、交通誘導警備業務に係る一級又は二級検定合格警備員

3 特記仕様書への明示

1 の対象路線に係る工事において、下記の記載例を参考に特記仕様書へ記載するものとする

<p>第〇〇条 安全対策</p> <p>工事の施工にあたり、警備業者に交通誘導警備業務を実施させる場合は、その場所ごとに公安委員会が実施する検定に合格した、交通誘導警備業務に係る一級又は二級検定合格警備員を 1 人以上配置するものとする。</p>
---

(担当 建設技術企画課技術指導係)

建 技 第 57 号  
平成19年 2月19日

部内各所属長 殿

建設技術企画課長

「警備業法の一部を改正する法律」の施行等に伴う交通誘導員の配置について

「警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）」の施行（平成17年11月21日）等に伴い、下記路線における工事等で警備業者に交通誘導警備業務を実施させる場合、検定合格者の配置が必要となりますので留意願います。

1. 対象路線

- ①高速自動車国道又は自動車専用道路
- ②富山県公安委員会が必要と認めた下記路線

路線名	区間	施行日
国道8号	県内全域	平成19年4月1日
国道41号	県内全域	平成19年4月1日
国道156号	県内全域	平成19年4月1日
国道160号	県内全域	平成19年4月1日
(主) 富山立山公園線	立山有料道路を除く県内全域	平成19年4月1日

2. 検定合格者

公安委員会が実施する検定に合格した、交通誘導警備業務に係る一級又は二級検定合格警備員

3. 特記仕様書への明示

1の対象路線に係る工事において、下記の記載例を参考に特記仕様書へ記載するものとする

第〇〇条 安全対策

工事の施工にあたり、警備業者に交通誘導警備業務を実施させる場合は、その場所ごとに公安委員会が実施する検定に合格した、交通誘導警備業務に係る一級又は二級検定合格警備員を1人以上配置するものとする。

(担当 技術指導係)

## 富山県公安委員会告示第49号

富山県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務について

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第2条の表の6の項の上覧に基づく、富山県公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務は次のとおりとし、平成26年10月1日から施行する。

警備員等の検定等に関する規則第2条の表の5の項の上覧の規定による富山県公安委員会が認める交通誘導警備業務（平成18年富山県公安委員会告示第45号）は、廃止する。

平成26年4月1日

富山県公安委員会委員長 高橋 卓朗

路 線	区 間
1 国道8号	富山県の全域
2 国道41号	富山県の全域
3 国道156号	富山県の全域
4 国道160号	富山県の全域
5 国道415号	富山県の全域
6 主要地方道富山立山公園線	立山有料道路を除く富山県内の区域

## 交通誘導警備業務の配置基準について

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）及び警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号）の規定により、

- ◎ 高速道路、自動車専用道路
- ◎ 都道府県公安委員会が指定する道路

において交通誘導警備業務を行う場合は、依頼を受けた警備業者は、場所ごとに検定合格警備員（交通誘導警備業務 1 級又は 2 級）1 名以上を配置しなければならないことが義務付けられています。

富山県内では、次のように指定されています。

指 定 区 分	指 定 道 路	施 行 日
高速道路、自動車専用道路	◎ 北陸自動車道 ◎ 東海北陸自動車道 ◎ 能越自動車道	平成 17 年 11 月 21 日から配置が必要です
都道府県公安委員会 が指定する道路	◎ 国道 8 号 ◎ 国道 41 号 ◎ 国道 156 号 ◎ 国道 160 号 ◎ 主要地方道富山立山公園線（立山有料道路を除く区域）	平成 19 年 4 月 1 日から配置が必要です。
	◎ 国道 415 号	平成 26 年 10 月 1 日から配置が必要です。

警備業者に交通誘導を依頼される場合には、上記のとおり指定道路に検定合格警備員の配置が義務化されていることについて、御配慮いただきますようお願いいたします。

富山県警察本部 生活安全部  
生活安全企画課 警備業係  
電話 076-441-2211（内線 3045）